

商工観光部アクティビティ推進室・協働まちづくり部生涯学習スポーツ課 令和7年8月20日

1 奥州湖周辺エリアプロジェクトが目指すもの

- 本プロジェクトを広く官民連携の手法で具現化するため、令和5年4月に包括連携協定を締結した(株)モンベルの助言のもと、「奥州湖周辺エリア活用整備構想」を令和6年3月に策定しました。
- この構想では、豊かな自然や地域資源を活かした「アウトドアアクティビティの振興」や「滞在型観光の推進」などを目指しており、奥州湖周辺エリアを「アクティビティ拠点エリア」に位置づけるとともに、市の全域を3つの基本エリアとして設定し、エリア間の周遊性向上のための諸施策を進めることとしています。
- 本プロジェクトの推進にあたっては、観光のみならず、日本有数のカヌー競技環境「奥州いさわかヌー競技場」を活かした国際・国内の主要大会の開催及び競技力の向上を目指し取組を進めることとしており、インバウンドを含めた交流人口、関係人口の拡大が期待されます。

基本エリア



<本市のアウトドアツーリズムにおける基本エリア>

【奥州湖周辺エリア】

パドルスポーツの拠点

焼石岳登山の拠点
幅広くアクティビティを楽しむことが可能
＝アクティビティ拠点エリア

【市街地周辺エリア】

交通拠点（本市観光の玄関口）
宿泊施設、観光施設が集中
歴史・文化資源が点在
＝歴史・文化体感エリア

【種山高原周辺エリア】

種山高原でのトレッキング
北上高地のなだらかな山並み
麓に広がる田園地帯
＝森林・里山体感エリア

2 奥州湖周辺エリアの具体的な活用

- 本プロジェクトの推進において、奥州湖周辺エリアの認知度不足、担い手不足及びフィールドの整備不足が課題となっています。
 - これらの課題解決に向け、奥州湖周辺エリアの核施設（奥州湖交流館・奥州いさわカヌー競技場）の再整備・有効活用を関係機関との連携により進めています。
 - 今後、奥州湖周辺エリアのにぎわい・なりわいの創出を目指し、「観光振興」及び「スポーツ振興」の2つの視点での活用検討を進めます。
- 【観 光】民間主体の受入体制（プロジェクト推進組織）を立ち上げ、地域資源を活かしたアウトドアアクティビティの開発を進めるとともに、情報発信を強化します。
- 【スポーツ】カヌー競技者の強化（地元選手の育成や合宿誘致）を進め、国内主要大会の開催継続及び将来的な国際大会の開催を目指します。

関係機関

奥州市 国土交通省

JPOWER（電源開発(株)）

(公社)日本カヌー連盟
(連携協定締結団体)

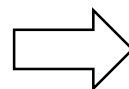
(株)モンベル
(包括連携協定締結企業)



（仮称）アウトドア推進協議会

活動内容は「奥州湖周辺エリアプロジェクト推進組織設立準備会」にて現在検討中。（「5 プロジェクト推進体制構築の進捗状況」を参照）

連携により
整備・活用



核施設の再整備・有効活用

奥州いさわカヌー競技場
JOC認定競技別強化センター、国際カヌー連盟国際ランキングコース



奥州湖交流館
アウトドアツーリズム拠点機能、カヌー競技のトレーニング機能を追加（現在改修工事中）



豊かな地域資源の活用

地域資源（アウトドアアクティビティ）
の開発とカヌー競技者の強化



奥州湖周辺エリアの認知度向上

担い手の育成

フィールドの整備

課題

「にぎわい」の創出

奥州いさわカヌー競技場の活用強化

- ・将来的な国際大会の開催を目標とする
- ・関係人口の拡大が期待できる



「なりわい」の創出

民間事業者の参入・事業の自走化

- ・（仮称）アウトドア推進協議会、奥州湖交流館指定管理者を中心とした事業実施・エリア活用



3 奥州いさわかヌー競技場の活用強化

カヌースラロームワールドカップ等の世界大会を目指す

カヌージャパンカップの開催（定着）



①NHK杯、②アジア選手権大会、③ワールドカップ（目標）



インバウンド含めた交流人口の増加（効果）



ワールドカップ等に対応できる体制整備

◆各関係組織との連携強化



- ・国土交通省
- ・日本カヌー連盟
- ・岩手県カヌー協会

◆人材育成



【地元選手育成】

- ・競技人口の拡大
- ・奥州ジュニアカヌークラブの活動支援
- ・市内高等学校へのカヌー部設立支援

【大会運営役員養成】

- ・地元競技団体設立支援
- ・カヌー審判員養成

◆環境整備

【奥州湖交流館改修】

- ・JOC認定競技別強化センター奥州いさわかヌー競技場のトレーニングセンター機能も兼ねて整備

【競技場環境整備】

- ・河川護岸等の整備⇒国土交通省へ要望
- ・水源地域振興整備基金やハイブリットダムによる水源地域振興を活用した環境整備
⇒携帯電話不感地帯解消、フリーWi-Fi整備

◆プロモーション

【カヌー合宿誘致】

- ・日本カヌー連盟主催強化合宿支援
- ・ロス五輪へ向けた海外選手合宿の受け入れ

【スポーツツーリズム推進】

- ・市内観光関連事業者と連携したスポーツツーリズム受入体制整備

4-1 奥州湖交流館の改修工事

奥州湖周辺エリアのアウトドアアクティビティを含めた観光情報発信、カヌーをはじめとするトレーニングセンター機能も付加した、アウトドアツーリズムの拠点施設として、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）、水源地域振興整備基金、辺地債を活用し、奥州湖交流館の改修工事を進めている。

工事名	請負業者	工期
建築工事	EC南部コーポレーション(株)	令和7年6月5日から 令和8年1月30日まで
電気設備工事	(株)電友社・岩手信号防災(株)JV	令和7年5月22日から 令和8年1月16日まで
機械設備工事	(株)ワールド設備機器・(有)広新電設工業JV	令和7年5月22日から 令和8年1月16日まで

主な整備内容

- ・会議室、レクチャーコーナー、レンタル備品庫の設置
- ・トレーニングルームの設置
 - ※カヌー・スラロームセンター(東京都)と同等の設備
- ・男女更衣室(ロッカー各48人分)整備
- ・男女シャワー室(各)の設置

4-2 奥州湖交流館条例の一部改正

奥州湖交流館のリニューアルにあたり、本件条例を一部改正しようとするもの。（※令和7年第3回市議会定例会へ議案提出予定）

項目	現行	改正（案）
設置目的 （第1条）	胆沢扇状地の自然、歴史及び文化を知ることのできる場並びに市民等の体験活動及び交流の場を提供	奥州湖周辺エリアの観光及びスポーツの振興を図るとともに、市民等の体験活動、交流及び健康増進の場を提供
休館日 （第4条）	12月1日～翌年4月第2金曜日	【4～11月】水曜日 【12～3月】月～金曜日、12/29～1/3
使用区分 ・ 使用料 （別表）	【会議室】 400円／時間	【会議室】 400円／時間（改正無し） 【トレーニングエリア】 トレーニングルーム、更衣室、シャワー 一般 330円／日 小中高生 110円／日 更衣室利用のみ 110円／日 ※使用料はZアリーナの料金設定に準拠

5 プロジェクト推進体制構築の進捗状況

(1) 奥州湖周辺エリアプロジェクト推進組織設立準備会の設立

令和7年3月21日設立。現在、行政と民間事業者の役割分担や連携による取組の推進を図り、奥州湖周辺エリア活用整備構想の目的を達成するため自立的に推進活動の計画及び実施を行う推進組織の設立に向けた活動を行っている。

【構成団体】

宿泊事業者3者 アクティビティ事業者3者、飲食事業者2者、
商工・観光団体2者（計10団体）

【活動】

- ・推進組織の設立に向けた、関係団体間の連携、協議、会議等の開催
- ・推進組織の組織構成やプロジェクト推進に果たす役割の検討
- ・河川空間のオープン化に向けた社会実験の検討及び実施

(2) ワーキンググループの設置

「奥州湖交流館の管理運営」「河川空間オープン化検証事業」について検討を行い、エリアの現状と課題の整理を行っている。

時期	内容
R7.5.21 設立準備会②	ワーキンググループの設置
R7.5.21 ワーキンググループ	・奥州湖交流館管理運営の検討 ・河川空間オープン化検証事業の検討
R7.6.10 ワーキンググループ	同上
R7.7.9 ワーキンググループ	同上

【課題】

- ・奥州湖周辺エリアの認知度・集客力の向上
- ・冬季を含めたアウトドアアクティビティの開発・ガイド育成
- ・奥州湖交流館トレーニングエリアの有効活用策の検討（通年開館、民営ジムとの差別化、地理的な課題解消）

6 当面の取組

「2 奥州湖周辺エリアの具体的な活用」の実現に向けて、次の内容について取組を進める。

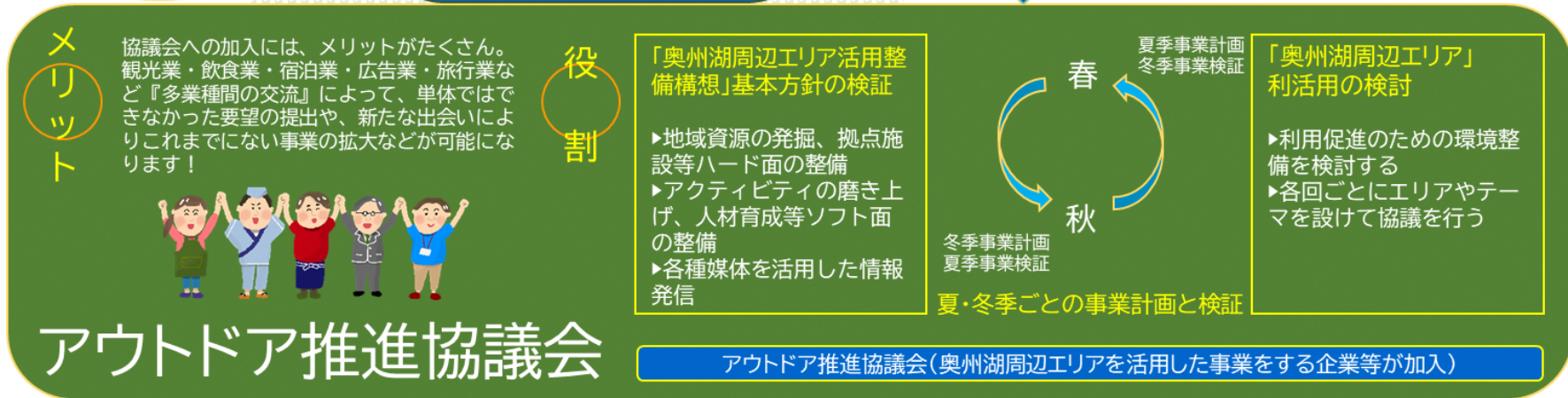
●プロジェクト推進体制の構築

（仮称）アウトドア推進協議会の役割・位置づけ・設立について、次のスケジュールで検討する。

時期	内容（予定）
R7.9	設立準備会③
R7.10	ワーキンググループ
R7.11	ワーキンググループ
R7.12	設立準備会④
R8.1	奥州湖交流館改修工事 完成
R8.3	設立準備会⑤（設立準備会解散） （仮称）アウトドア推進協議会 設立
R8.4	奥州湖交流館 指定管理開始
R8.6	奥州湖交流館 運営開始

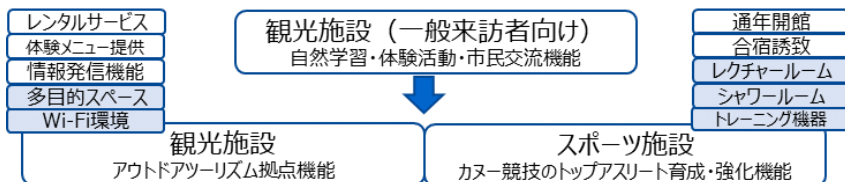
商工観光部アクティビティ推進室・協働まちづくり部生涯学習スポーツ課 令和7年8月20日

(仮称)アウトドア推進協議会のイメージ ※今後のWG等により変更となる可能性あり。
(第1回奥州湖周辺エリアプロジェクト推進組織設立準備会WG資料)



アウトドア推進協議会

アウトドア推進協議会(奥州湖周辺エリアを活用した事業をする企業等が加入)



奥州湖周辺エリア内の観光施設「奥州湖交流館」を

- ・アウトドアツーリズム拠点施設
- ・カヌー競技のトレーニングセンター

に位置づけ、施設機能強化に係る再整備を行っている。

トランス市及びロサンゼルス近郊における経済交流事業実施について

1

令和7年8月20日全員協議会資料 政策企画部未来羅針盤課羅針盤プロジェクト室

1 概要

トランス市との友好協定を契機とした経済交流を促進すべく、市内物産の輸出促進に向けた事業を実施しようとするものです。今回、岩手県においても北米への県産品輸出に力を入れていることから、県事業ともコラボし、より効果的なPRを展開します。今回の事業を足掛かりとし、来年度以降も継続して、輸出促進に向けた環境整備に努めていきます。

2 実施期間

令和7年9月3日（水）～12日（金） 10日間（予定）

3 日程案

9/3（水） 1日目	9/4（木） 2日目	9/5（金） 3日目	9/6（土） 4日目	9/7（日） 5日目
移動日	現地視察、 関係者協議、 事前準備	現地視察、 関係者協議、 事前準備	現地視察、 意見交換	現地視察、 意見交換
9/8（月） 6日目	9/9（火） 7日目	9/10（水） 8日目	9/11（木） 9日目	9/12（金） 10日目
奥州市物販 PR及び BtoB商談会	岩手フェア、 県知事トッ プセールス	県知事レセプ ション参加 ドジャースタ ジアムでのPR 事業	移動日	移動日

4 関係する団体及び役割

①奥州市

商談会の開催、企業訪問の実施、酒まつりへのブース出展

②いわて加工食品輸出促進研究会

現地での商談、岩手フェアへの出品

③岩手県産業経済交流課

県知事随行、ドジャースタジアムイベントの実施

④岩手県流通課

ミツワマーケット（アメリカ最大の日系ショッピングセンター）での
岩手フェア（商品選定、仕入、契約）

⑤県南広域振興局

いわて加工食品輸出促進研究会のサポート

⑥ジエトロ（日本貿易振興機構）

岩手フェアのサポート、商談会等のサポート

※ **太字**は奥州市主催事業



6.11 岩手日報より

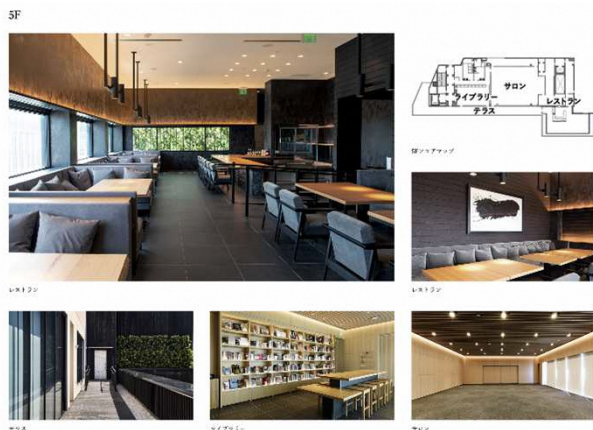
5 訪問先（予定）

BLD Clubhouse … ドジャース球場徒歩10分の距離に今年3月にオープンしたドジャースコンセプトショップ。



レストランUKA … 奥州市食材を活用した期間限定メニューの検討

奥州市物産PR及びB to B商談会… 現地バイヤー等を招いた商談会



商談会会場（JAPANHOUSE：外務省管轄の「日本の文化発信拠点」）

6 いわて加工食品輸出促進研究会

参加予定事業者（事務局：県南広域振興局）

- 1 (株)水沢米菓
- 2 岩手銘醸(株)
- 3 農事組合法人 宮守川上流生産組合
- 4 (株)エーデルワイン
- 5 (株)遠野ふるさと商社
- 6 (株)松栄堂

※ 1 参加できない他の会員のサンプル商品も持参し、代理で商談会に臨むとのこと

※ 2 参加予定事業者の旅費については、国の加工食品クラスター輸出緊急対策事業を活用

7 予算

総事業費 **6,538千円**（6月補正予算措置済）

- ▼委託費 3,488千円（商談会の企画運営、市物産品の調達等）
- ▼普通旅費 2,661千円（随行職員旅費）
- ▼消耗品費 300千円
- ▼通信運搬費 89千円

※奥州市が主催する上記事業経費の一部に関して、岩手県の地域経営推進費を活用

交付決定額 1,923千円（補助対象経費：委託費、消耗品費、通信運搬費一部）

要旨

令和 6 年 4 月から運行している水沢金ヶ崎線（廃止代替）の試験運行が令和 8 年 3 月をもって終了することから、同年 4 月以降の対応（案）について説明するもの。

1 これまでの経過等

(1) 水沢金ヶ崎線（廃止代替）運行開始までの主な経過

R 5.3 月	岩手県交通(株)から水沢金ヶ崎線及び北上金ヶ崎線の廃止について申出（R5.9.30で廃止する内容）
. 5 月	奥州市、北上市及び金ヶ崎町が運行継続の要望書を岩手県交通(株)に提出
. 6 月	岩手県交通(株)から当該路線の運行赤字の補填を条件に水沢金ヶ崎線及び北上金ヶ崎線の運行を R 6. 3 月末まで継続する旨の回答
. 11 月	金ヶ崎高校生徒並びに奥州市及び金ヶ崎町から岩手県交通(株)に運行継続の要望書を提出
. 12 月	岩手県交通(株)から市内（水沢）から金ヶ崎高校まで直通の通学バスを朝 1 便に限り運行する旨の回答。 上記回答について、金ヶ崎町は了とするも、当市としては金ヶ崎高校からの帰路手段がなくなること及び高校まで直通となれば途中バス停利用者に支障が生じることから、市独自に対応する方向性を確認
R 6.1 月	水沢金ヶ崎線（廃止代替）運行事業者選定プロポーザルを実施
. 2 月	選定事業者（株野口）による運行準備開始（岩手運輸支局への申請、運行車両の準備等）
. 4 月	水沢金ヶ崎線（廃止代替）運行開始（道路運送法第21条に基づく試験運行。運行期間はR8.3月末まで）

(2) 第 3 期県立高等学校再編計画（当初案）の概要（R8～17）

令和 7 年 8 月 5 日付で岩手県教育委員会から示された「第 3 期県立高等学校再編計画（当初案）」の概要は、次のとおり。

＜奥州金ヶ崎地区に係る県立高校再編計画（当初案）＞

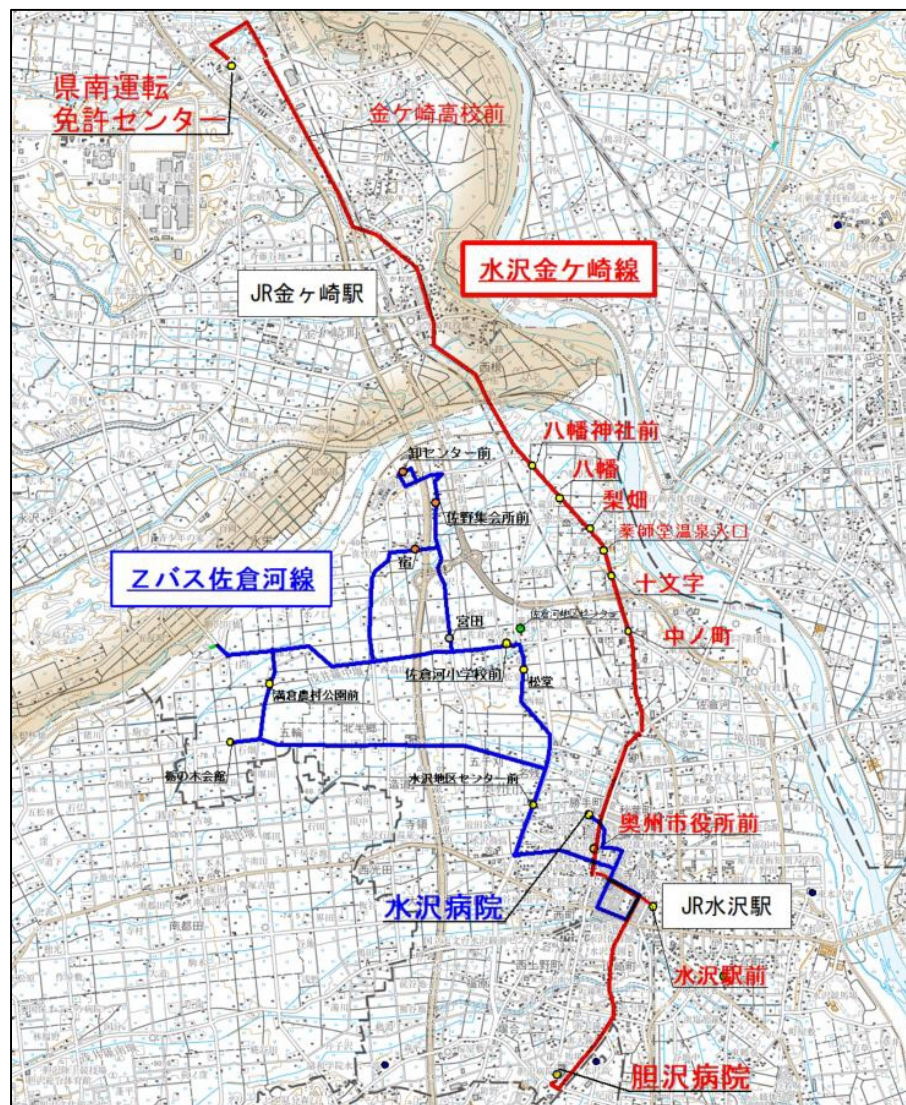
▶ 岩谷堂高校：R10農業系列及び工業系列選択停止

▶ 金ヶ崎高校：R10水沢高校と統合

▶ 杜陵奥州高校：R10定時制及び通信制を現在の金ヶ崎高校校舎へ移転

▶ 県南統合工業高校：第 2 期再編計画の内容を維持し、統合等に向け取り組む（R13～17）

2 現状の路線概要



【水沢金ケ崎線（廃止代替）】

主に金ケ崎高校への通学で利用されている
 起終点： 胆沢病院～県南運転免許センター（キロ程：15.5km）
 運行事業者： 株式会社野口
 運行本数： 平日のみ8便（4往復）
 主なバス停： 胆沢病院、水沢駅前、奥州市役所前、金ケ崎高校前
 R6利用実績： 8,420人
 1日当たり利用者数： 胆沢病院⇒県南免許センター 15.4人
 県南免許センター⇒胆沢病院 16.8人
 ※R7.5.26～30乗降調査
 R6運行経費： 17,119千円（うち市負担額 12,418千円）

【水沢コミュニティバス（Zバス）佐倉河線】

佐倉河小学校の通学及び地域住民の通院等に利用されている
 起終点： 水沢病院～水沢病院（キロ程：25.7km、24.5km）※2系統
 運行事業者： 岩手県交通㈱
 運行本数： 平日4便 土曜日3便
 主なバス停： 水沢病院、水沢駅通り、佐倉河小学校前
 R6利用実績： 5,523人
 1日当たり利用者数： 26.6人 ※R6乗降調査（6,9,2月実施）
 R6運行経費： 38,691千円（うち市負担額 32,010千円）
 ※Zバス4路線の経費

3 水沢金ヶ崎線（廃止代替）運行終了に対する対応(案)

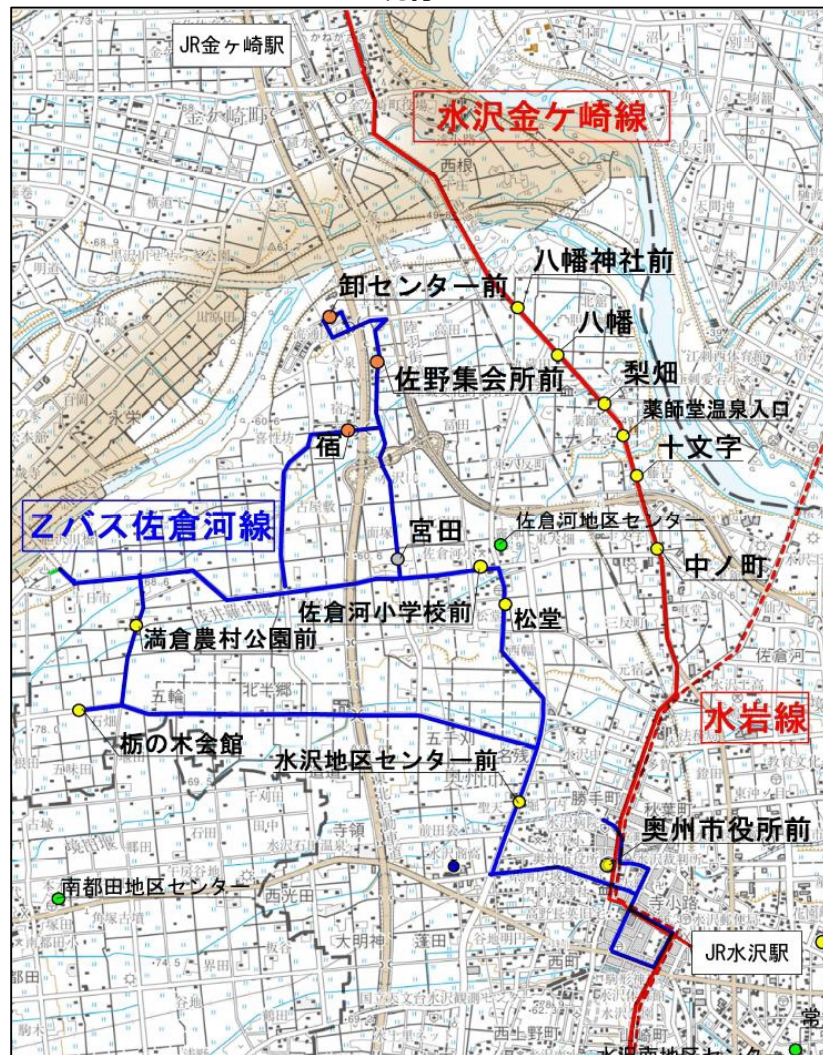
▶Zバス佐倉河線の見直し

現行のZバス佐倉河線の経路を見直しことで廃止する水沢金ヶ崎線（廃止代替）の経路の一部をカバーするもの。

なお、Zバス佐倉河線の経路を見直しに際し、かねて運行事業者から要望のあった路線狭隘部の運行見直しを併せて行う。

- ①八幡神社前～中ノ町を経路に追加（水沢金ヶ崎線（廃止代替）の一部経路をカバー。乗降調査により一定数の利用者ありを確認）
- ②宿～面塚間の狭隘部について経路変更（Zバス佐倉河線の見直し）

現行



見直し案



5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月	3月	4月
		 関係者協議 ・金ケ崎町 ・金ケ崎高校 ・佐倉河振興会 ・佐倉河小学校	議員全員協議会	 詳細（ルート、バス停）検討 警察協議等	※状況により対象地区等への説明を実施			地域公共交通会議	運輸支局へ申請	 周知 （HP・バス 停掲示等）	 見直し運行

水沢金ヶ崎線（廃止代替）乗降調査（令和7年5月26日～30日）※1便あたり

胆沢病院⇒県南免許センター	7:30		11:40		14:50		17:40		合計	
	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降
1 胆沢病院3	1.0		0.4		0.4		0.2		2.0	
2 竜ヶ馬場	1.0								1.0	
3 水沢高校前					0.2				0.2	
4 大鐘	1.4								1.4	
5 中上野	0.6								0.6	
6 東上野										
7 中央通り三丁目										
8 中央通り二丁目							0.2		0.2	
9 水沢駅前	1.6	1.6	0.4		0.2	0.4			2.2	2.0
10 水沢駅通り（6番）	0.4	0.4	0.4	0.2					0.8	0.6
11 奥州市役所前	0.8				0.8				1.6	
12 水沢病院前						0.2				0.2
13 不断町	3.0								3.0	
14 日産前	2.4								2.4	
15 釜石陸橋			0.2	0.2		0.4			0.2	0.6
16 中ノ町		0.2								0.2
17 十文字										
18 薬師堂温泉入口						0.2				0.2
19 梨畑						0.4				0.4
20 八幡										
21 八幡神社前				0.4						0.4
22 金ヶ崎高校前		9.4								9.4
23 県南免許センター		0.6		0.6						1.2
合計	12.2		1.4		1.6		0.2		15.4	
うち学生	9.4								9.4	
学生以外	2.8		1.4		1.6		0.2		6.0	

県南免許センター⇒胆沢病院	8:12		12:27		15:57		18:27		合計	
	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	乗	降
1 県南免許センター			0.8		0.4				1.2	
2 金ヶ崎高校前	0.6		1.4		5.2		3.4		10.6	
3 八幡神社前	2.0								2.0	
4 八幡										
5 梨畑		0.4	0.4		0.2		0.2		0.8	0.4
6 薬師堂温泉入口	0.8						0.2		1.0	
7 十文字										
8 中ノ町		0.6								0.6
9 釜石陸橋		0.6								0.6
10 日産前				0.8		3.0		0.4		4.2
11 不断町										
12 水沢病院前		0.4		0.2		0.2				0.8
13 奥州市役所前				0.4		0.4		1.0		1.8
14 水沢駅通り（6番）	0.8	0.2		0.2					0.8	0.4
15 水沢駅前	0.2	0.8		1.0		1.4	0.2	1.4	0.4	4.6
16 中央通り二丁目								0.2		0.2
17 中央通り三丁目										
18 東上野										
19 中上野										
20 大鐘										
21 水沢高校前										
22 竜ヶ馬場						0.8				0.8
23 胆沢病院3		1.4						1.0		2.4
合計	4.4		2.6		5.8		4		16.8	
うち学生			1.2		5.2		3.4		9.8	
学生以外	4.4		1.4		0.6		0.6		7.0	

佐倉河線乗降調査（R6 6,9,2月実施）※1便あたり

【行き】		(水沢病院行き)				【帰り】		(水沢病院行き)		1便		2便	
	停留所名	7:25		8:50			停留所名	12:55		15:55			
		乗車	降車	乗車	降車			乗車	降車	乗車	降車		
1	水沢病院					1	水沢病院	0.4		0.1			
2	奥州市役所前					2	奥州市役所			0.0			
3	裁判所前					3	裁判所前	0.0					
4	水沢駅通り			0.3		4	水沢駅通り	0.4		0.2			
5	中央通り二丁目			0.1		5	中央通り二丁目	0.4		0.0			
6	中央通り三丁目			0.1		6	中央通り三丁目			0.0			
7	袋町					7	袋町						
8	横町					8	横町	0.1					
9	アスパia前					9	アスパia前	0.1					
10	斉藤寛記念館前					10	斉藤寛記念館前	0.1					
11	吉小路上			0.9		11	吉小路上						
12	久田					12	久田	0.0	0.0				
13	水沢地区センター前					13	水沢地区センター前	0.0			0.1		
14	花山内科クリニック前 (右回り)	0.1		0.1	0.1	14	農業共済組合前 (左回り)	0.0	0.1	0.1	0.0		
15	五千刈					15	里館	0.3	0.1	0.1	0.1		
16	北下幅会館前	0.3				16	南松堂		0.0				
17	熊野神社前			0.2		17	松堂	0.0	0.6		0.2		
18	薮ノ口					18	佐倉河小学校前		0.1	1.1			
19	栃の木会館	11.0				19	面塚	0.0	0.0	0.1			
20	薮ノ口	0.1				20	宮田			0.1			
21	満倉農村公園前	3.1		0.0		21	佐野集会所前		0.0				
22	西田中	0.0	0.0	0.0		22	卸センター前		0.1	0.0			
23	さくらの湯	0.1	0.0	0.2	1.2	23	佐野集会所前						
24	西田中	0.8		0.0		24	宿			0.0			
25	満倉	0.4		0.1		25	合ノ町						
26	一本木			0.0		26	一本木						
27	佐倉河小学校前	0.1	13.0			27	満倉	0.0	0.1				
28	合ノ町			0.0		28	西田中		0.0				
29	宿			0.0		29	さくらの湯	1.2	0.5	0.3			
30	佐野集会所前			0.1		30	西田中		0.0				
31	卸センター前	0.2				31	満倉農村公園前	0.0	0.0		0.4		
32	佐野集会所前			0.1		32	薮ノ口						
33	宮田					33	栃の木会館				0.6		
34	面塚					34	薮ノ口						
35	佐倉河小学校前	0.0	2.1	0.3		35	熊野神社前	0.0	0.1		0.1		
36	松堂	0.2		0.7	0.0	36	北下幅会館前						
37	南松堂	0.1				37	五千刈						
38	里館	0.4		0.2	0.1	38	花山内科クリニック前		0.1		0.1		
39	農業共済組合前	0.1		0.0	0.1	39	水沢地区センター前	0.1					
40	水沢地区センター前			0.2	0.0	40	久田	0.1	0.0		0.2		
41	久田	0.0	0.1		0.1	41	吉小路上		0.9	0.0			
42	吉小路上		0.2		0.0	42	斉藤寛記念館前						
43	斉藤寛記念館前		0.0		0.3	43	アスパia前				0.0		
44	アスパia前		0.0		0.1	44	横町		0.1		0.0		
45	横町		0.1		0.3	45	袋町						
46	袋町					46	中央通り三丁目		0.1				
47	中央通り三丁目		0.1		0.2	47	中央通り二丁目		0.2		0.2		
48	中央通り二丁目		0.9		0.4	48	水沢駅通り		0.2		0.1		
49	水沢駅通り		0.2		0.2	49	裁判所前				0.0		
50	裁判所前				0.1	50	奥州市役所						
51	奥州市役所		0.0		0.3	51	水沢病院		0.1				
52	水沢病院		0.3		0.3								
計	20.9	17.1	17.1	3.8	3.8	計	5.77	3.5	3.5	2.3	2.3		

※空拍は、利用者0人、0.0は、利用者0.05人未満

1 これまでの経過

新市建設計画は「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併する市町村が新市のまちづくり全般に関して策定する計画であり、合併時に策定され（計画期間は10年次）、この計画を基礎として、合併特例債を活用してきた。

東日本大震災の発生を受け、被災地では合併特例債を活用できる期間が10年延長されることとなり、本市においても、計画期間を令和7年度まで延長した。

※**合併特例債**とは、新市建設計画の事業費として特例的に起債できる地方債であり、事業費の95%に充当でき、その元利償還金の70%について、後年度に、普通交付税の基準財政需要額に算入される。

2 見直しの趣旨

平成30年4月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が改正され、合併特例債の活用期間がさらに5年延長することが可能（最大で25年次、令和12年度まで）となり、合併特例債の有効活用と今後のまちづくり推進のため、新市建設計画の計画期間の延長を行うもの。

令和7年8月20日 全員協議会資料 政策企画部政策企画課

3 見直しの内容

見直しの内容は、平成27年の見直しに準ずる。

- ・計画期間の延長 変更前：平成17年度 ～ 令和7年度
変更後：平成17年度 ～ **令和12年度**

- ・統計情報の修正
- ・財政計画の修正

※ここでの「財政計画」とは、新市建設計画上の財政計画を指す。

4 計画構成 ※太字下線部が想定される変更箇所

第1章 序 論

1. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

(2) 計画の構成

(3) 計画の期間※

2. 合併の必要性

第2章 新市の概況と見通し

1. 新市の概況※

2. 主要指標の見通し※

第3章 新市ビジョン

第4章 新市の施策～新市建設の根幹となるべき事業～

第5章 新市における県事業の推進

第6章 公共的施設の適正配置と整備

第7章 財政計画※

5 合併特例債の活用状況※数値はR6年度末現在

(1) 合併特例債の発行上限額と累積発行額 (百万円)

発行上限額	54,365.3
累積発行額	39,436.4
残り発行可能額	14,928.9

(2) 合併特例債発行実績 (直近3ヶ年) (百万円)

区分	R4	R5	R6
事業費	895.7	2,050.0	2,983.1
起債額	850.9	1,947.5	2,833.9

6 主な事業一覧※抜粋

年度	事業名称
R4	水沢中学校校舎等改築事業 [R3～継続中]
	消防施設整備事業 (行政事務組合分担金) [完了]
	前沢駅東西交流通路管理事業 [完了]
R5	水沢中学校校舎等改築事業 [R3～継続中]
	消防施設整備事業 (行政事務組合分担金) [完了]
	(仮称)いさわこども園建設事業 [完了]
R6	水沢中学校校舎等改築事業 [R3～継続中]
	(仮称)奥州西学校給食センター新築事業 [R5～継続中]
	胆江地区広域交流センター施設整備事業費負担事業 [完了]
	東水沢学校給食センター厨房機器更新事業 [完了]
R7 (予定)	水沢中学校校舎等改築事業 [R3～継続中]
	(仮称)奥州西学校給食センター新築事業 [R5～継続中]
	学校給食搬入口改修事業

この他、道路改良修繕工事、橋梁長寿命化修繕事業、消防施設設備整備事業 (消防屯所等) などに例年活用されている。

7 見直し作業スケジュール

年月	作業	議会	国・県
R7.9	作業 取りまとめ		
R7.10			事前相談
R7.11		全員協議会	
R7.12		議決	

令和7年8月20日 全員協議会資料 政策企画部政策企画課

1 これまでの経過

R7.5.13 総合計画審議会(R7年度第1回)

内容:次期総合計画策定に関する委員向け勉強会

6.9 市議会市政調査会

内容:次期総合計画策定に関する議員向け勉強会

7.16 総合計画策定委員会(R7年度第1回)

内容:次期総合計画策定の方向性について、次期奥州市総合計画策定方針(案)について

7.28 総合計画審議会(R7年度第2回)

内容:次期総合計画策定の方向性について、次期奥州市総合計画策定方針(案)について

<次期総合計画策定方針に対する総合計画審議会委員からの意見(抜粋)>

審議会	発言者	内容
R6年度 第3回	2号委員 (公共的団体)	今の時代は変化が非常に速いので、総合計画の策定に当たっては、完璧を求めるよりは、 <u>柔軟性を持たせた計画とするのが良い</u> と思う。
R6年度 第3回	3号委員 (学識経験者)	社会情勢の変化に応じて、 <u>職員自身が考えて、目標値を柔軟に変えられるようなシステム、体制</u> を作ってほしい。
R6年度 第3回	3号委員 (学識経験者)	基本構想の中に人口ビジョンを、 <u>基本計画の中に総合戦略</u> を取り込めば、総合計画としては作りやすくなるほか、職員負担も減るのではないかな。
R6年度 第3回	2号委員 (公共的団体)	総合戦略を下支えするように、 <u>デジタルの力</u> を随所に取り入れてほしい。
R7年度 第1回	1号委員 (地域会議)	総合計画についての考え方が地域会議の中で示されていない。地域会議に対して、具体的にどういうことをしてほしいのかが見えない。
R7年度 第1回	1号委員 (地域会議)	計画の実効性を高めるために、組織体制等にも切り込まなければならないのではないかな。また、他市の成功事例を学びつつ、他市との差別化戦略も必要ではないかな。
R7年度 第1回	3号委員 (学識経験者)	目先の課題への対応だけでなく、その課題の根本的な原因について <u>中長期的に対処する</u> という姿勢を、総合計画に位置付けていくべき。そうすれば、より良いまちづくりのためのビジョンが出てくる。

1 これまでの経過

<次期総合計画策定方針に対する市議会会派からの意見(抜粋)>

会派	内容
奥州ノート	「基本構想(大綱)」の扱いは、将来の市政運営の基本方針に関わるものであり、 <u>その是非は次期市長の政策判断に委ねられるべき。</u>
奥州ノート	社会変化のスピードや市民ニーズの多様化を受け、 <u>長期ビジョンを固定的に示すよりも首長任期や政策に応じて柔軟に運用できる計画が求められている。</u> 基本構想を持たない自治体も増えており、その動向も踏まえ策定する必要がある。 <u>基本構想を策定する場合は、それが将来の市政運営や政策変更の柔軟性を損なわないよう、形式や表現方法を工夫する必要がある。</u>
奥州ノート	計画の実効性や市民参加の観点から議会の関与は重要であり、 <u>少なくとも「基本計画」までは議会の議決対象とすべき。</u> 策定方針の文中に、「基本計画は、議会の議決を経て策定する」と明記することを求める。
奥州ノート	<u>目標値の設定は、職員任せにせず、審議会等において多様な立場の委員が意見を述べられる環境を整えることが重要。</u> 外部の視点を加えることで、過度に低い目標を避け、市民目線の妥当な水準が保たれる。
奥州ノート	<u>行政評価は、施策や予算に十分反映されていない課題があるため、</u> 今後はコストや効果を測る客観的な指標を導入し、改善につなげるべき。

2 これまでの総合計画の課題

1 計画の構造上の課題

- めざすべき都市像⇔施策体系⇔事務事業のつながりが希薄
- 施策・事業の優先度が分かりにくい
- 総合戦略をはじめ各個別計画との関係性が不明瞭
- 社会・経済環境の変化に対応できる柔軟性に欠ける
- 首長任期と計画期間が異なる場合、首長マニフェスト等を反映しづらい

2 計画の運用上の課題

- 行政評価・PDCAサイクルを活用した運用となっていない
- 施策・事業の達成度を測る適切な指標設定ができていない
- 中長期計画部分(まちの将来像・施策の体系に関わる部分)は、計画期間中の改定が容易でない

計画の形骸化・実効性の欠如

3 課題への対応策

1 構造上の課題への対応策

- めざすべき都市像⇔施策体系⇔事務事業のつながりが希薄
- 施策・事業の優先度がわかりにくい
- 総合戦略をはじめ各個別計画との関係性が不明瞭
- 社会・経済環境の変化に対応できる柔軟性に欠ける



☞ 計画構造の見直し ⇒ シンプルで分かりやすい計画構造へ ※P6～の構造パターン参照

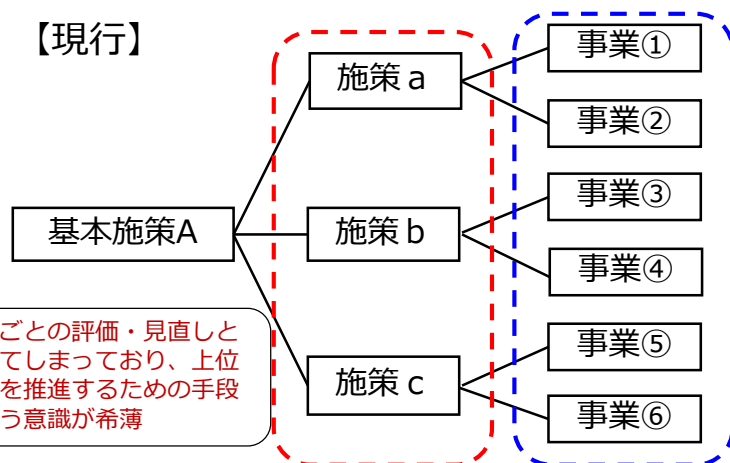
例:長期ビジョンとアクションプランの2層構造など

☞ 施策と事務事業の関係性をより意識した施策の体系へ

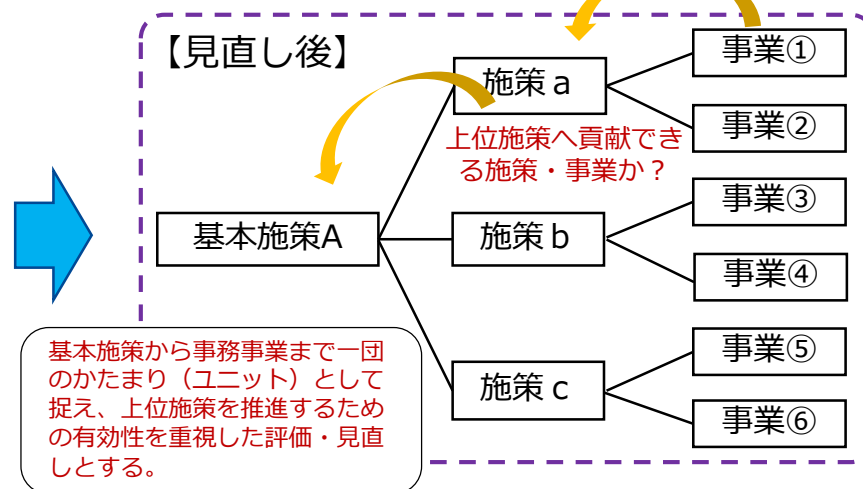
☞ 総合戦略を総合計画と一体化するとともに、各個別計画の策定・見直しに併せて総合計画の施策の体系との整合を図る。

各個別計画

【現行】



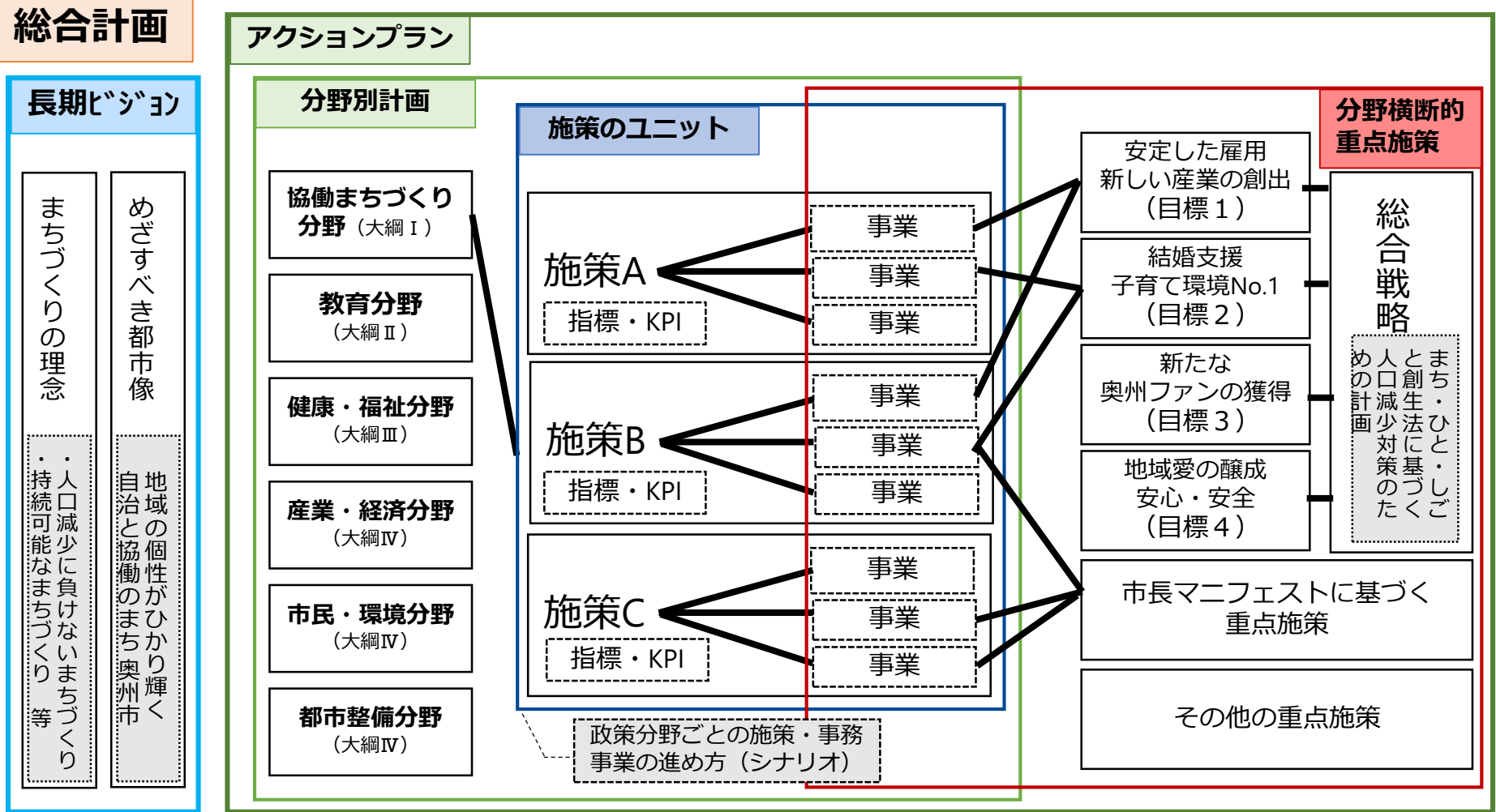
【見直し後】



各個別計画の策定・見直しに併せてユニット単位での見直しも想定する。

3 課題への対応策

総合計画と総合戦略を一体化した場合の関係性のイメージ



※ 現行計画上の概念を次期計画の構成に当てはめたものであり、具体的な内容は今後の検討による。

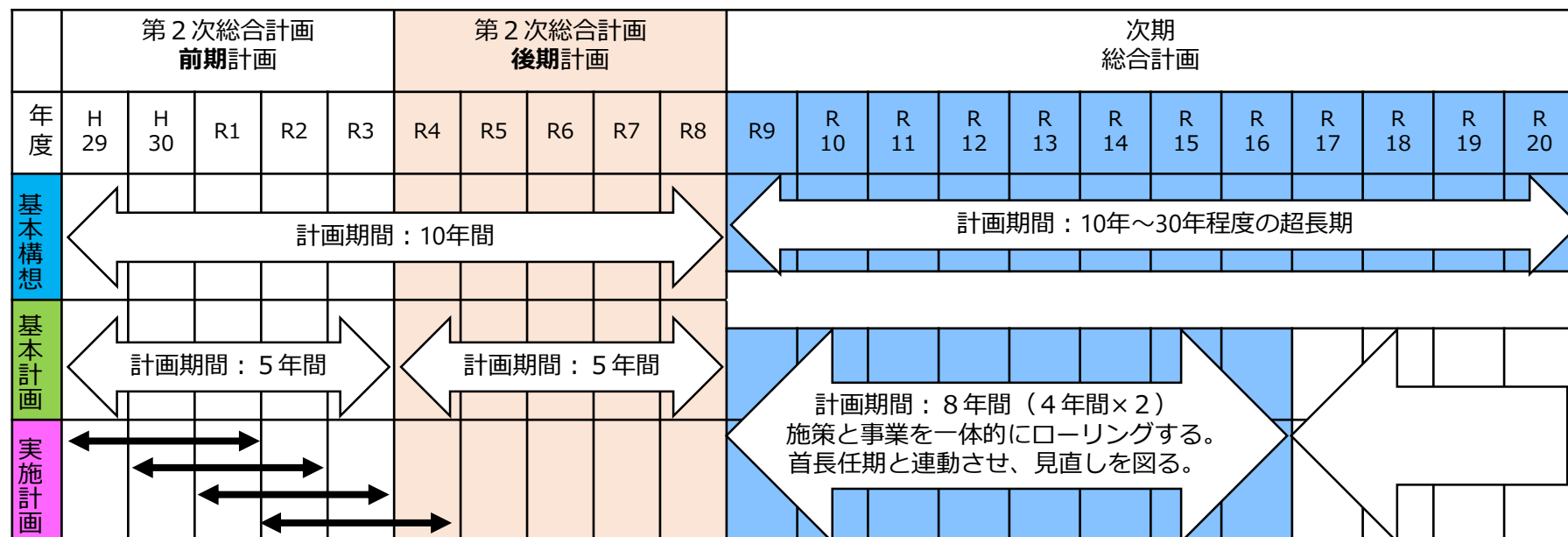
3 課題への対応策

1 構造上の課題への対応策

- 首長任期と計画期間が異なる場合、首長マニフェスト等を反映しづらい



- ☞ 首長マニフェスト等との連動を要することが想定される基本計画以下の計画期間を、首長任期のサイクルに一致させる。
- ☞ ただし、長期的な視点から市のまちづくりの理念や将来像などを示す構想部分は、人口ビジョンの将来展望(2060年)と同期間など超長期間とすることを検討(社会経済環境の大きな変化などにより、まちづくりの理念や将来像を見直す必要性が発生すればその時点で改定)。



3 課題への対応策

2 運用上の課題への対応策

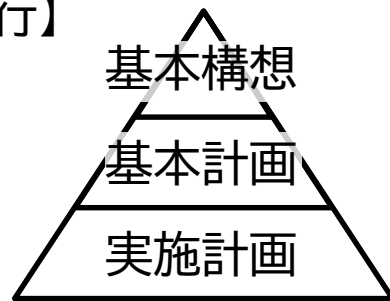
- 行政評価・PDCAサイクルを活用した運用となっていない。
- 施策・事業の達成度を測る適切な指標設定ができていない。
- 中長期計画部分(まちの将来像・施策の体系に関わる部分)は、計画期間中の改定が容易でない。



- ☞ これまでの施策や事務事業といった階層ごとの評価・見直しのやり方を改め、基本施策から事務事業までを一団のかたまり(ユニット)として捉えることで、上位施策に対する有効性・貢献度を重視した評価・見直しとする。
- ☞ 計画策定時に施策・事務事業の成果を測る指標設定を吟味する。
※伴走支援事業者の選定の際、特に重視した部分
- ☞ 施策と事務事業を同一階層の計画とすることで、上位施策に対する有効性・貢献度を考慮しつつ、柔軟な見直しが行える運用を目指す。

4 次期奥州市総合計画の構造パターンについて

【現行】



構成	概要	期間	特徴
基本構想	長期的(10年程度)に市民・議会・行政が共有すべき 抽象度の高い将来像と目標	10年	【構造】 ・ 計画内容の整合性・連動性が確保できる ・ 市長交代時に基本構想から見直す可能性大 【期間】 ・ 総合戦略と総合計画は、別に策定 【実効性】 ・ 策定・運用の効率性が低下 【議会の関与】 ・ 現行どおり
基本計画	基本構想に掲げる「めざすべき都市像」を達成するための基本施策、基本施策の展開方向(施策)、成果指標	前期5年・後期5年	
実施計画	基本構想・基本計画を実現するための具体的な事務事業	前期5年・後期5年 (3年単位で毎年度ローリング)	

【パターン1】

- 参考：岩手県、広島県三原市、文京区、福岡県古賀市 等
- 見直し理由：

長期ビジョン

アクション
プラン

基本構想に位置づける「将来都市像」「基本理念」などは、本来、長期的に目指し取り組むもの
一方、社会経済状況の変化が早く大きくなっている中、**基本計画以下は迅速に見直す必要性が上昇**

その結果、基本構想と基本計画以下の**連動性を確保することは、効果的・効率的な行政運営に支障を生じさせ、その負の影響が増大**

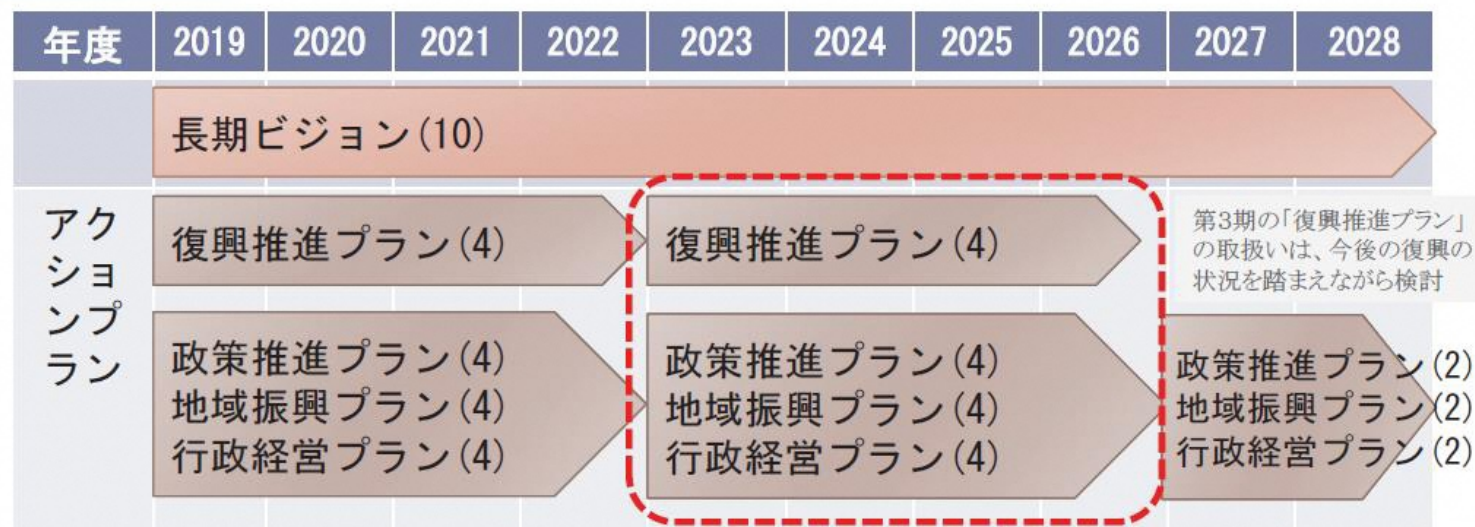
このため、**計画期間を超長期化したビジョンと、当該ビジョンとの連動性の制約を受けずに、柔軟に見直せるようにしたアクションプラン**で総合計画を再構成した。

構成	概要	期間	特徴
長期 ビジョン	超長期的(10年以上～30年程度)に市民・議会・行政が共有すべき 普遍性の高い将来像と目標	10年以上～30年程度	【構造】 ・施策と事務事業の連動性を確保 ・総合計画と総合戦略は、一体的に策定 ・長期ビジョンと、アクションプランの連動性が低い 【期間】 ・市長任期と連動することにより、社会経済環境の変化に迅速に対応可能 【実効性】 ・効率的な策定・運用が可能 【議会の関与】 ・議決事項の見直しについて議会との調整が想定される
アクション プラン	中長期的な政策目標 を設定し、執行部の施策・事業の実施の根拠となる計画(施策)・事務事業	8年(4年ごとに見直しを検討) (3年単位で毎年度ローリング)	

【参考1】いわて県民計画(2019～2028)より抜粋

いわて県民計画（2019～2028）の構成

長期 ビジョン	長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにするもの [計画期間:2019年度から2028年度までの10年間]
アクション プラン	長期ビジョンの実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込むもの 復興推進プラン 政策推進プラン 地域振興プラン 行政経営プラン



【参考2】いわて県民計画(2019～2028)より抜粋

「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョンの構成

第1章 理念	県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を進める みんなで行動 社会的包摂の観点 (ソーシャル・インクルージョン)
第2章 岩手は今	現状認識・展望 世界・日本・岩手の変化と展望、岩手の可能性（強み・弱み等）
第3章 基本目標	東日本大震災津波の経験に基づき、 引き続き復興に取り組みながら、 お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて
第4章 復興推進の 基本方向	復興の目指す姿 いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造 復興の推進に当たって重視する視点 参画 交流 連携 「より良い復興～4本の柱～」と取組方向 ①安全の確保 ②暮らしの再建 ③なりわいの再生 ④未来のための伝承・発信

第5章 政策推進の 基本方向

10の政策分野

①健康・余暇	②子育て・家族	③教育	④居住環境・コミュニティ	⑤安全	⑥仕事・収入	⑦歴史・文化	⑧自然環境
⑨社会基盤							
⑩参画							

第6章 新しい時代を 切り拓く プロジェクト

11のプロジェクト

①ILCプロジェクト	②北上川バレープロジェクト	③三陸防災復興ゾーンプロジェクト
④北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト	⑤活力ある小集落実現プロジェクト	⑥農林水産業高度化推進プロジェクト
⑦健康づくりプロジェクト	⑧学びの改革プロジェクト	⑨文化・スポーツレガシープロジェクト
⑩水素利活用推進プロジェクト	⑪人交密度向上プロジェクト	

第7章 地域振興の 展開方向

4広域振興圏の振興

県 央	県 南	沿 岸	県 北
県北・沿岸圏域及び過疎地域等の振興			
広域振興圏や県の区域を越えた広域的な連携の強化			

第8章 行政経営の 基本姿勢

「4本の柱」と取組方向

①地域意識に根ざした県民本位の行政経営の推進
②高度な行政経営を支える職員の能力向上
③効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現
④戦略的で実効性のあるマネジメント改革の推進

【参考3】三原市長期総合計画基本構想(令和7年度～令和32年度)より抜粋

第4章 基本構想

1 令和32(2050)年の“めざすべきまちの姿”(将来像と基本目標)

前章までの市民の想いや将来予想、市民が想い描く理想のまち、重要課題を総合し、基本構想として、三原市の「令和32(2050)年の“めざすべきまちの姿”(将来像と基本目標)」を掲げます。加えて、“めざすべきまちの姿”を実現することは、SDGsを達成することへの貢献と一体的なものと位置付け、“めざすべきまちの姿”の達成に向けた取組が、SDGsのどのゴールに寄与するかを示します。

(1) ともに支え合い、ともに認め合えるまち

人口減少や少子高齢化が進行するとともに、価値観の多様化も進み、個人やその家族、地域など、それぞれが抱える悩みや課題は、一層複雑化していくことが予想されます。よりきめ細やかな支援の必要性が高まる一方で、その担い手となる人口は減少が見込まれています。令和32(2050)年は、これまでの仕組みやサービスでは対応しきれない課題が、今よりもっと増加しているかもしれません。市民アンケート調査による“めざすべきまちの姿”において大切にしてほしいことは、「支え合い」でした。市民、事業者、団体、行政など、三原市に関わる全ての人が主体的に支え合い、それぞれに置かれた状況を理解し合いながら、ともに課題に向き合うまちをめざします。



(2) 三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまち

希望する人々が三原で子どもを産み育て、生まれた子どもたちが健やかに育ち、学び続け、充実した時間が長く続いていく一まちを、そんな人生を送るステージにしたいと思います。市民アンケート調査では、妊娠から出産・子育てしやすい環境づくりに関する支援は、力を入れるべき取組として多くの回答がありました。また、社会を生き抜く力を育む学びの環境は、少子化、健康寿命*の延伸、グローバル化の進展、ICT*教育の充実、ライフスタイルの変容など、今後も速いスピードで変化していくことが予想されます。学びの形も、そうした変化に順応していく必要があります。多様な学びと活躍の場があり、三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまちをめざします。



(3) 社会に調和し、安全・安心・快適に暮らせるまち

このまちに住み続けたいという思いは、安全・安心・快適な環境が根幹にあってこそです。例えば、住み慣れたまちに必要な医療などを受けることができ、健康に暮らしていくことは、市民アンケート調査において、今後の重要度が高くなっていました。また、まちが清潔で、社会インフラが整備され、どこにでも自由に行き来ができる生活環境は、まちが将来にわたって発展していくための基盤です。さらに、平成30(2018)年7月豪雨災害で経験したように、今後、より一層激甚化*のおそれがある災害に対して、市民と行政が一体となって命を守る取組を推進していく必要があります。人口減少に加え、高齢化率が高まり、社会の在り方が変わる中でも、安全・安心・快適な暮らしが続いていくまちをめざします。



(4) 多彩な産業が活力を生むまち

魅力的な仕事、優れた技術や事業が三原にはたくさんあります。それを支えるのは人です。生産年齢人口の減少が予測されますが、大企業やスタートアップ事業者との共創による新たな産業の創出や、起業家が生まれる風土の醸成、デジタル技術などの先進技術の活用による生産性の向上、多様な人材が活躍できる職場環境づくりなどの取組により、市内外の多様な人材や一度は転出した若者が「ここで働きたい」「また戻って来たい」と、三原が働く場として選ばれる取組が必要です。きらりと光る産業が人を呼び込み、活力あるまちをめざします。



(5) 「三原らしさ」を存分に活かし、人々が交流するまち

三原の地には、たくさんの三原を形作る資源があります。瀬戸内海の多島美などの豊かな自然や、四季折々に行われる祭り、小早川隆景に代表されるゆかりの人物など、郷土の歴史・文化が育まれています。また、空港や新幹線の駅、港の交通結節拠点*を有しています。こうした「三原らしさ」を表す資源の価値を高め、将来にわたってまちの普遍的な資源として継承し、活かすことで、市外からも人が集まり、活気があふれ、人々が交流するまちをめざします。



【参考4】文京区総合戦略(令和6年度～令和9年度)より抜粋

基本構想 ってなに？

文京区の目指すべき将来都市像を明らかにし、
その実現に向けた、区政運営の理念を示すものです。



みんなが主役のまち

1

「文の京」自治基本条例に掲げる区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などと対等の関係で協力し、協働・協治をさらに推し進めます。そして、互いを尊重し合いながら、「文京区のあるべき姿（将来像）」の達成に向け、持てる力を存分に発揮できるまちを目指します。

「文の京」らしさのあふれるまち

2

この基本構想においても、前基本構想で定義した「文の京」を、本区を表す象徴的な言葉として継承していきます。

今後もこれまで以上に、区民一人ひとりが文京区に住み、働き、学ぶことに深い愛着と強い誇りを持つとともに、区と区民を含む新たな公共の担い手と力を合わせて発展させていく自治のまちを目指します。

だれもがいきいきと暮らせるまち

3

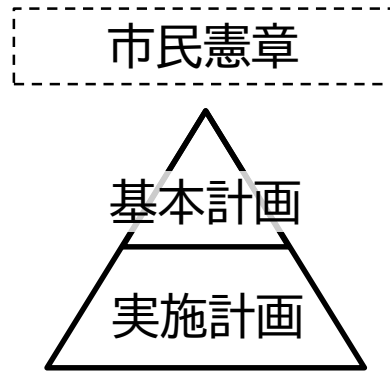
子ども、高齢者、障害者、外国人をはじめ、地域社会を構成するさまざまな人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、男女が性別にかかわらず平等な立場で、社会のあらゆる分野へ参画することによって、一人ひとりが個性豊かにいきいきと暮らせるまちを目指します。

また、多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。

将 来
都 市 像

歴史と文化と緑に育まれた、
みんなが主役のまち「文の京」
ふみ みやこ

【パターン2】



■ 参考:愛知県小牧市、神奈川県藤沢市 等

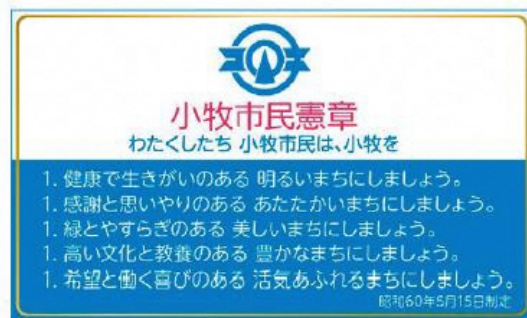
■ 見直し理由:

基本構想策定の法的義務がなくなったことを受け、外部有識者で構成する「自治体経営戦略会議」において、基本構想策定の必要性について議論。その結果、**市の自治やまちづくりの根底にある普遍的な価値観を位置付けるものとして、「市民憲章」に基本構想の役割を担わせることとした。**(愛知県小牧市)

※第1層に位置づける「将来都市像」「基本理念」など、**長期的に目指し取り組むものを最大限長期間化・抽象化した。**

構成	概要	期間	特徴
市民憲章	まちづくりにおける普遍的な目標、指針、市民生活の規範	無期限	【構造】 ・ 施策と事務事業の連動性を確保 ・ 総合計画と総合戦略は、一体的に策定 ・ 超長期の将来像・目標がない(市民憲章が代替)
基本計画	中長期的な政策目標 を設定し、執行部の施策・事業の実施の根拠となる計画(基本施策)	8年(4年ごとに見直しを検討)	【期間】 ・ 市長任期と連動することにより、社会経済環境の変化に迅速に対応可能
実施計画	市民憲章、基本計画を実現するための基本施策の展開方向(施策)、成果指標、具体的な事務事業	8年(4年ごとに見直しを検討)(3年単位で毎年度ローリング)	【実効性】 ・ 効率的な策定・運用が容易 【議会の関与】 ・ 議決事項の及ぶ範囲が少なくなる想定のため、議会の関与が低下するおそれ

【参考】小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画(令和5年度～12年度)より抜粋



【小牧市民憲章】

- 市民のみちしるべとして、健康で明るい生活を送るため、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう豊かな社会を形成するために制定されたもの。

小牧市自治基本条例

みんなでつろう

わたしたちのまち こまき



【小牧市自治基本条例】

- 小牧市の自治に関する基本的なことをルールとしてまとめ、「市民」「議会」「行政」が目指すべきまちの姿を共有するとともに、それぞれの役割と責任を明確にし、市民主体の自治の推進を図るためのもの。

基本計画

実施計画

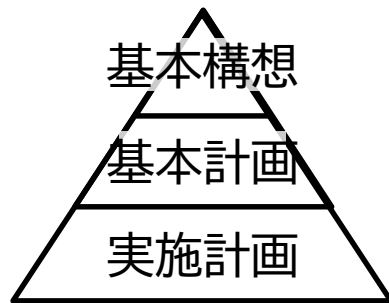
【小牧市まちづくり推進計画】

- 小牧市の最上位計画であり、市政運営の基礎となるもの。
- 施策の実施手段である主な事務事業を位置づけた基本計画の実行手段にあたるもの。
- 3か年を計画期間としてローリング方式により毎年度策定する。

【パターン3】

■ 見直し理由:

基本施策の展開方向(施策)、成果指標を実施計画に位置づけ、具体的な事務事業とセットで進行管理できるようにし、施策の有効性、運用の効率性を高めるため。



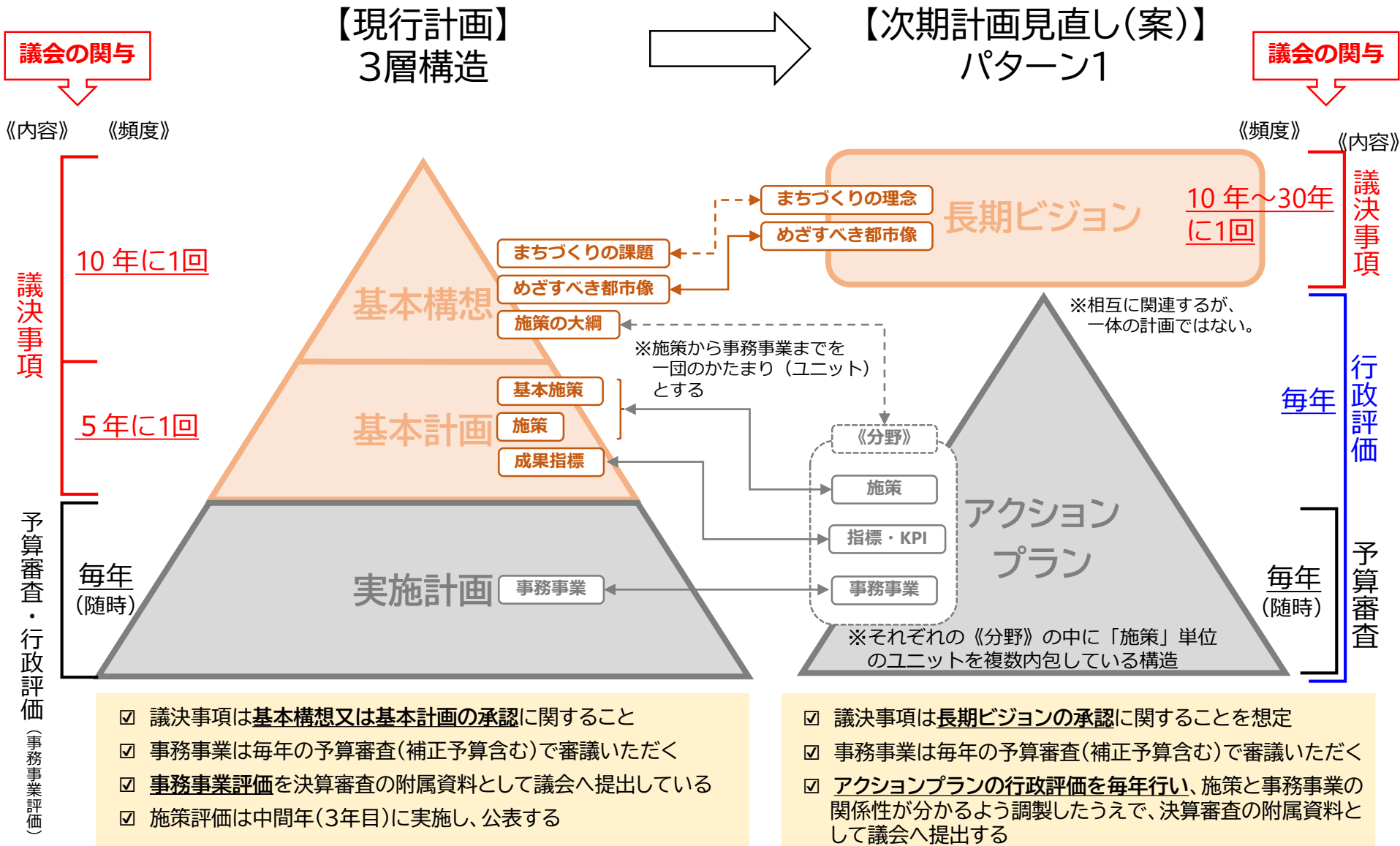
構成	概要	期間	特徴
基本構想	長期的(10年程度)に市民・議会・行政が共有すべき <u>抽象度の高い将来像と目標</u>	10年	【構造】 ・ 施策と事務事業の連動性を確保 ・ 総合戦略と総合計画は、一体的に策定 ・ 計画内容の整合性・連動性が確保できる ・ 市長交代時に基本構想から見直す可能性大
基本計画	基本構想に掲げる将来像と目標を達成するための基本施策	前期5年・後期5年	【期間】 ・ 社会経済環境の変化への迅速な対応が難しい
実施計画	基本構想、基本計画を実現するための基本施策の展開方向(施策)、成果指標、具体的な事務事業	前期5年・後期5年 (3年単位で毎年度ローリング)	【実効性】 ・ 効率的な策定・運用が可能 【議会の関与】 ・ 現行どおり

5 パターンごとの特徴を踏まえた選択

パターン	計画の構造	計画の期間	運用における 実効性の確保	議会の関与
現行	3層構造 基本構想 基本計画 実施計画	基本構想:10年 基本計画・実施計画:5年	基本計画:中間年に評価 実施計画:毎年度評価	基本構想:議決事項 基本計画:議決/評価 実施計画:予算/評価
パターン1	長期ビジョン アクションプラン ※相互に関連するが、一 体の計画ではない。	長期ビジョン:10~30 年程度 アクションプラン:8年 (4年×2)	施策の体系と事務事業を 一体的に捉え、弾力的な PDCAサイクルの運用が 可能	長期ビジョン:議決事項 アクションプラン:予算 /評価
パターン2	2層構造 基本計画 実施計画 ※有期限の基本構想を置 かず、無期限の市民憲章 を置く。	市民憲章:無期限 基本計画・実施計画:8年 (4年×2)	基本計画と実施計画を分 けて策定する場合、施策と 事務事業の関係性をより 意識した弾力的なPDCA サイクルの運用とならない。	市民憲章:— 基本計画:議決/評価 実施計画:予算/評価
パターン3	3層構造 基本構想 基本計画 実施計画 ※施策の体系は、基本計 画・実施計画に跨る。	基本構想:10年 基本計画・実施計画:5年	基本計画:中間年に評価 実施計画:毎年度評価	基本構想:議決事項 基本計画:議決/評価 実施計画:予算/評価

総合計画に関しては、今後も市議会には議決という手段でなくとも引き続き策定・見直しに関与いただく考え。
その点も考慮し、今回の最大の見直しポイントである①シンプルで分かりやすい計画構造、②施策と事務事業の関
係性をより意識した施策の体系を実現するためには、パターン1を選択することが望ましいと思われる。

6 構造パターンの新旧比較イメージ図



【資料 2】

令和 7 年 8 月 20 日 全員協議会資料
政策企画部政策企画課

次期奥州市総合計画策定方針（案）

令和 7 年 月 日
奥 州 市

1 策定の趣旨

本市は、平成29年3月に、10年間の長期ビジョンである基本構想と、基本構想の実現に向けた市政全般の施策を体系的に示した5年間の基本計画からなる「第2次奥州市総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んできた。令和3年度に策定した第2次奥州市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）では、SDGsの理念の具現化や、未知なる感染症への対策を念頭に置き、奥州市の発展を持続可能なものとすることを目指している。

また、令和2年3月に策定し、令和6年9月に改訂した第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）では、これまで進めてきた地方創生の取組の進捗状況を踏まえつつ、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や、市が目指すまちの開発デザインである「奥州市未来羅針盤図」に基づく分野横断的なプロジェクトの推進を図ることとしている。

その一方で、この間、急速な少子高齢化の進展や人口減少のさらなる進行、足元の物価高の影響など、本市を取り巻く社会経済情勢は日々刻々と変化している。

このような状況の中で、後期基本計画が令和8年度をもって終了することから、市民や各種団体との連携の下、急激な時代の変化にも的確に対応し、少子高齢化や人口減少に負けないまちづくりを進めるため、実効性の高い行政運営の指針となる次期奥州市総合計画（以下「次期総合計画」という。）を策定するものである。

2 策定の視点

次期総合計画は、現行計画に掲げるまちづくりの方向性について、この間の本市を取り巻く社会経済環境の変化を考慮して見直すこととし、次に掲げる視点により策定するものとする。

なお、策定に当たっては、現行計画の取組の検証を踏まえ、施策体系や評価手法についても併せて見直すものとする。

(1) 人口減少に負けない活力のある地域社会の実現に向けた計画づくり

国の想定を上回る速さで人口減少が進む中であって、誰もが活躍できる環境づくりに努めるとともに、地域の若い世代が将来にわたり豊かで幸せな生活を送ることができるまちづくりの実現に向けた計画とする。また、地域課題に果敢に挑戦し、まちづくりに自発的に関わる人材を育成する「ひとづくり」の推進に向けた計画とする。

(2) 関係人口の創出・拡大に向けた計画づくり

人口減少が続く中で、地域の生産性を高めていくためには、市外の人による地域の担い手としての参画が不可欠であることから、地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大に向けた計画とする。

(3) 市民の地域愛・シビックプライドを育む計画づくり

市民が誇りや愛着を持てるまちの実現に向け、本市が持つ魅力のさらなる磨き上げとともに、効果的な情報発信に取り組む計画とする。

(4) デジタル技術を積極的に活用する視点を持った計画づくり

地域課題解決や豊かで暮らしやすいまちづくりを進める“地域社会DXの推進”、事務の効率化や働き方改革に取り組む“行政DXの推進”、多くの世代が幅広い分野で利便性の高いサービスを享受する“デジタル社会の基盤づくり”の3つの方向性に向かって、デジタル技術の積極

的な活用に取り組む計画とする。

(5) 環境負荷等に配慮した持続可能なまちづくりの推進に向けた計画づくり

総合計画に掲げる施策・事務事業とSDGsの理念・目標との関係を明らかに示すとともに、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すカーボンニュートラルの達成に向け、積極的に取り組む計画とする。

(6) 災害に強いまちづくりを進める計画づくり

地球規模で頻発・激甚化する風水害や近い将来の発生が危惧されている大地震などから市民の命と暮らしを守るため、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策に取り組む計画とする。

3 課題認識と対応の考え方

(1) シンプルでわかりやすい計画構成

基本計画と実施計画が別階層であることで、それぞれのつながりが希薄となることから、施策と事務事業を一体化することで双方の関係性をより意識した施策の体系づくりを進め、上位施策を推進するための手段としての有効性・貢献度を重視した計画構成とする。

(2) 社会環境の変化や首長の掲げる政策に柔軟に対応できる計画構成・計画期間

計画期間が首長・議員の任期と連動しないため、首長の政策や民意を機動的に反映することが困難であることから、首長の方針や民意を反映した計画構成を検討する。

(3) 総合計画と総合戦略の一体化

全庁的に取り組む計画を別々に策定することで、両計画の関係がわかりにくいことから、分野横断的に人口減少対策に取り組む総合戦略と総合計画を一体化し、両計画の関係を明らかにするとともに、各分野の個別計画と総合計画に掲げる施策の体系との整合を図る。

(4) 実効性を伴ったPDCAサイクルの再構築

これまでの施策のみ、事務事業のみといった階層単位での評価・見直しのやり方を改め、基本施策から事務事業までを一団のかたまり（ユニット）として捉えることで、上位施策を推進するための有効性・貢献度を重視したPDCAサイクルを再構築する。

(5) 自治体経営に係る方針等の反映

予算・人員等をどう確保するかといった自治体経営に関する目標・手段が総合計画に反映されていないことから、自治体経営に係る方針等を反映させる。

4 総合計画の構成・計画期間

総合計画は、長期ビジョン、アクションプランをもって構成し、それぞれの内容及び計画期間については、次のとおりとする。

(1) 長期ビジョン

超長期的に市民・議会・行政が共有すべき普遍性の高い将来像と目標を定めるもの。

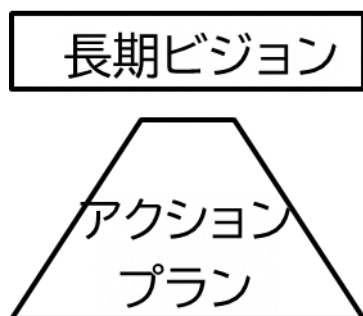
計画期間は、10年以上～30年程度とする。

(2) アクションプラン

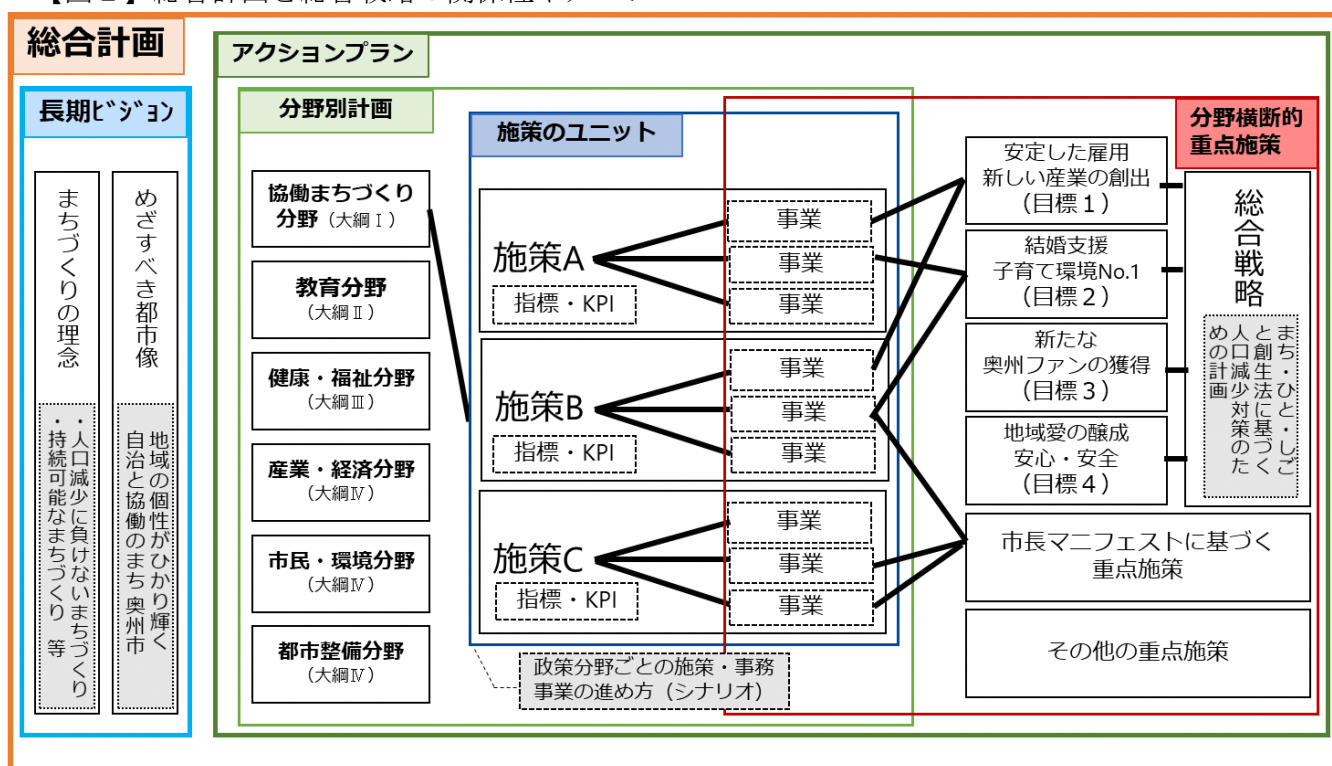
中長期的な政策目標を設定し、執行部の施策・事務事業の実施の根拠となる計画（施策）及びこれを実現するための具体的な事務事業を定めるもの。

計画期間は8年とし、4年ごとに見直しを検討することとする。また、事務事業については、3年を単位として毎年度ローリングを実施することとする。

【図1】総合計画の構成イメージ



【図2】総合計画と総合戦略の関係性イメージ



※ 現行計画上の概念を次期計画の構成に当てはめたものであり、具体的な内容は今後の検討による。

5 計画の策定体制

まちづくりの主体である市民の意向を十分に反映するとともに、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向け、次に掲げる体制により計画策定を推進するものとする。

(1) 市民参画

ア まちづくり市民アンケート

住民福祉やまちづくりに関する需要や市民意識を調査するため、令和7年度に市民3,000人を対象としてアンケートを実施する。集計結果を分析の上、次期総合計画の策定に活用す

る。

イ 市民ワークショップ

市民とのワークショップを開催し、次期総合計画の策定における市の課題等について説明するとともに、市民の意見を聴き取る。

ウ パブリックコメント

次期総合計画の素案について市民の意見を広く求め、計画案への反映について検討する。

エ 市民説明会等

次期総合計画策定の進行に合わせて意見を聴取するため、適宜市民に対して内容の公表や説明の機会を設ける。

(2) 審議会等

ア 総合計画審議会

検討過程や案に対し、専門的、客観的な立場や市民の目線から助言、提言を得るほか、次期総合計画の素案を諮問し、答申を得る。

イ 地域会議

検討過程や案を説明し、地域の施策や事業に対して出された意見を参考とする。

(3) 庁内体制

総合計画策定委員会

総合計画に関し、まちづくりの方向性や基本的な考え方を検討する組織として設置する。
委員会には施策調整会議を、施策調整会議には施策検討会議を設置することができる。

(4) 市議会

策定方針、計画素案、市民参画のあり方等について、市長から報告、説明を受け、意見を述べるほか、市長から提案された計画案について議決を行う。

6 計画策定日程

別表のとおりとする。

次期総合計画（素案）は、奥州市市民参画条例（平成21年奥州市条例第36号）第4条に規定する市民参画を得るほか、議会への説明、奥州市総合計画審議会への諮問等を経て、令和9年3月までの決定を目途とする。

別表

[illegible]

戸籍総合システムリース契約の一部解約に係る補償について

令和7年8月20日全員協議会資料 市民環境部市民課

1 戸籍総合システムリース契約の概要

(1) 契約内容

甲：奥州市

乙：東京センチュリー株式会社

丙：富士フィルムシステムサービス株式会社

乙は、丙から「リース物件」を購入し、甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。

(2) 契約期間 令和4年6月28日から令和9年11月30日まで

リース期間 令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

(3) リース料 月額 566,060円（税込）

2 契約の一部解約の経緯

システムの標準化法※1により地方公共団体は令和7年度末までに標準化基準に適合する基幹業務システムへ移行することとされた。

戸籍システムも標準化移行の対象の一つであり、昨年度のベンダーとの協議の結果、令和7年11月にシステムをオンプレミスからベンダー（富士フィルム）クラウドに切り替える計画とした。

このことにより胆江農業管理センターに設置しているリース物件の一部が12月以降不要となるため、リース物件の一部解約によるリース料の減額と解約補償金が生じるもの。

※1 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

3 契約変更による解約補償

・解約補償金

令和7年11月まで 月額 566,060円（税込）… (A)

令和7年12月以降 月額 445,214円（税込）… (B)

令和9年11月までのリースを令和7年11月までに短縮するため、
(A)(B) の差額 120,846円 × 短縮期間 24月 = 2,900,304円（税込）

・予算措置

令和7年度当初予算

02-03-01 0201 戸籍事務経費 （経常）戸籍事務費

21節 補償、補填及び賠償金 違約補償金 2,901千円

財源

15-02-01-03 デジタル基盤改革支援補助金（国庫補助金）

地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業補助金
24,816千円（うち 2,900千円）

※標準化移行に伴うリース解約のため、補助金の対象となる。

4 今後のスケジュール

・市議会9月定例会

戸籍総合システムリース契約の一部解約に伴う損害賠償額の決定に係る議案提出

・議決後、変更契約締結（令和7年12月違約金支払予定）

消防団員報酬における源泉徴収票の誤記載及び源泉所得税額の計算誤りについて

令和7年8月20日（水）全員協議会資料 市民環境部危機管理課

1 概要

令和7年2月3日(月)に消防団員報酬に関する令和6年分の源泉徴収票の誤記載が判明したことをきっかけに、令和5年分の源泉徴収票の誤記載や令和4年以前の源泉所得税の計算誤りが判明したことから、その内容と今後の対応について報告するものです。

2 源泉徴収票の誤記載について

(1) 内容

令和6年分	源泉徴収票の支払金額欄に令和5年分の支払金額や源泉徴収税額を記載したほか、年2回ある支払いの合計額ではなく、1回分の支払額を誤記載していたもの。
令和5年分	源泉徴収票の支払金額欄については、課税対象となる支払額のみを記載すべきところ、支払総額を記載していたもの。

※ともに報酬支払時における源泉徴収税額に誤りはありません。

※対象者数は、令和6年分259名、令和5年分288名です。

(2) 原因

源泉徴収票の作成方法について、職員の理解不足があり、源泉徴収票作成の基となる支払金額等のデータについて確認を行わなかったものです。

(3) 対応

- 令和6年分及び令和5年分の修正した源泉徴収票を対象となる消防団員等（のべ547名）へ2月10日（月）に発送しました。
- 令和5年分の市・県民税等については、市で所得情報の修正を行い、令和7年6月に還付通知等を発送済です。

3 源泉徴収税額の計算誤りについて

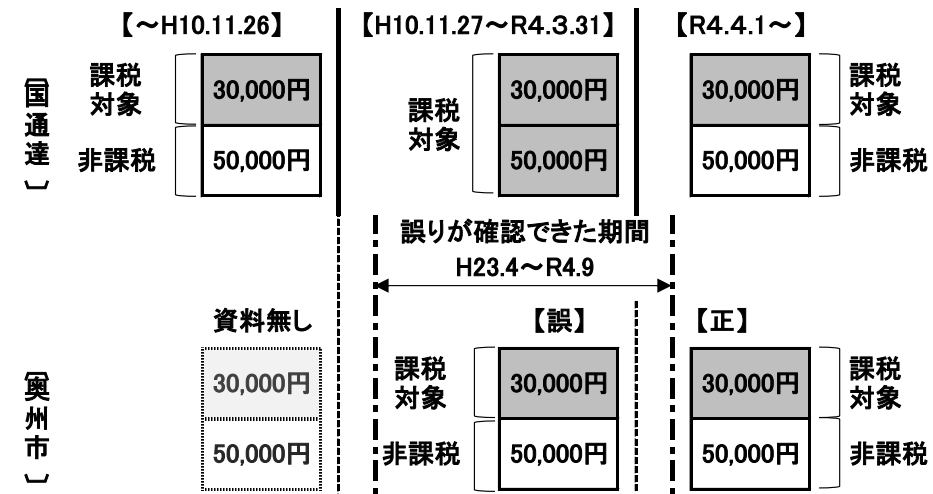
(1) 内容

奥州市における消防団員の報酬の取扱いについては、従前より費用弁償相当分である5万円を控除した金額を課税対象として源泉所得税を計算していましたが、本来は、年額5万円を超えるものについては、その全額に対して課税することになっていました。

これにより、令和4年3月支給分も含め、それ以前の支給分について本来の税額より過小に源泉徴収を行っていたものです。

なお、令和4年3月23日付けの「所得税基本通達」の一部改正により、「その年中の支給額が5万円までの部分は課税しなくても差し支えない」として、法令解釈が改正されたため、令和5年以降の源泉所得税の計算に誤りは生じなかったものです。

(例)部長階級の課税対象額（職務報酬80,000円/年）



※H23.4～団員情報管理システムにより報酬支払処理を開始

消防団員報酬における源泉徴収票の誤記載及び源泉所得税額の計算誤りについて

令和7年8月20日（水）全員協議会資料 市民環境部危機管理課

(2) 原因

源泉徴収制度に関する法令等を確認せずに、前例を踏襲した誤った事務処理を継続したためです。

(3) 対応

- ① 再計算により追加納入が必要となった源泉所得税等は、本市から税務署へ速やかに納入します。

※税法に係る消滅時効により、追加納入の対象は、令和2年9月以降に支給した報酬に係る源泉所得税となります。

(単位:円)

報酬支給年月等	対象者数	(正) 源泉所得 税 額	(誤) 源泉所得 税 額	追 加 納 入 額	還 付 予 定 額 (税務署から)
令和2年(9月支給分)	261名	343,518	277,766	65,752	0
令和3年(3,9月支給分)	287名	691,356	253,161	438,195	0
令和4年	3月支給分	260名	340,134	4,146	335,988
	9月支給分	262名	4,782	279,390	0
対象合計	実数320名	1,379,790	814,463	839,935	274,608

(うち退職者128名)

ア 税務署に対して追加納入を行う	源泉所得税額	839,935円
イ 上記追加納入額に係る	不納付加算税	38,000円
ウ //	延滞税	19,800円

- ② 対象となる方々に対しては、今後、修正した源泉徴収票の発行や源泉所得税の不足分を本市に納めていただく手続きを進めます。

※不足分 565千円（還付額との差額:一人あたり最大 3,363円）

- ③ 上記②と併せ、対象となる期間において確定申告を行っていた方々に対しては、修正後の源泉徴収票により、税務署での修正申告をお願いしてまいります。

4 再発防止に向けた対策

- (1) 源泉徴収票の作成手順や留意事項を整理し、マニュアルとして整備します。
- (2) 年度当初において消防団員報酬等に係る税法上の変更点の有無について確認を行います。
- (3) 複数の職員による確認作業を徹底します。

5 今後のスケジュール

令和7年7月11日(金) ～7月17日(木)	消防団各方面隊会議の場において謝罪 及び経過説明
8月20日(水)	全員協議会
8月29日(金)	市議会第3回定例会へ追加納入額等に係る補正予算案を上程
9月下旬	<u>税務署へ不足分の源泉所得税を追加納入</u>
～10月中旬	消防団各方面隊会議において、今後の手続き等について説明
～10月下旬	<u>対象者に対する納付依頼及び修正後の源泉徴収票の送付</u>
11月以降	修正後の給与支払報告書に基づき住民税等について再算定を開始

奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

令和7年8月20日（水）全員協議会資料 市民環境部危機管理課

1 定員見直しの経過

市町村が設置する消防団員の総数は、消防力の整備指針（平成12年1月21日消防庁告示第1号）により、火災鎮圧予防、災害時における各種業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とされています。

平成22年4月1日に条例定員2,350人で発足した本市消防団におきましては、少子高齢化や社会情勢の変化などの影響もあり、実団員数は減少傾向となっています。

平成28年10月1日には2回目の改正として定員を1,900人に見直しましたが、様々な団員確保策を講じてきたにも関わらず、実団員数は定員から大きく乖離している状況となっています。



2 改正内容

現在の消防団の実情を踏まえて、消防力の整備指針に則り、適切な消防団員の定員数として、現行の「**1,900人以内**」から**300人削減**し「**1,600人**」と改めます。

※「1,600人」は、各分団の保有車両による必要人数及び現在の実員数を勘案し、地域の実情に応じて必要な定員を算定しています。

※今回の定員の改正とあわせて、奥州市消防団の組織等に関する規則（平成18年規則第308号）を改正し、分団毎の人員配置を見直します。

3 改正による影響・効果

(1) 影響・効果

条例定員は減少しますが、実消防団員数には変更がありませんので、現在の地域防災力は維持されます。

先に策定しました「消防団強化ビジョン」に基づき、引き続き、新入団員の勧誘を行いつつ、さらに広報活動の充実強化や待遇改善、設備の充実への取組などを実施することで、消防団員の確保に努めて参ります。

(2) 市財政の負担

6,330千円の減額（一般財源）が見込まれます。

※10月1日現在の条例定数により算出される消防団員等公務災害補償等掛金（1人当たり1,900円）及び消防団員退職報償金負担金（1人当たり19,200円）の減

4 今までの経過と今後の進め方

令和7年7月9日 奥州市消防団副本部長以上会議において
条例定員見直し等について了承

令和7年8月29日 奥州市議会第3回定例会へ提案

令和7年9月 条例施行（公布の日）

高温・渇水による農畜産物への影響と対応について

令和7年8月20日全員協議会資料 農林部

1 概要

本年5月には例年より多量の降雨がありましたが、6月に入ると一転して降水量が少なく、平年よりも10日ほど早く梅雨明けしました。7月下旬から好天が続き、江刺愛宕で観測史上最高気温を記録するなど、猛暑・酷暑が続いております。

北上川水系の胆沢ダムでは、貯水率が10%を割り込み下降し続けています。市内にある河川や防災ダム等も水位低下が顕著な状態が続き、必要な農業用水の確保ができるか懸念されております。

連日の高温と渇水によって、一部の作目や地域において生育不良などの症状があり、出来秋を前に品質や収量への影響が心配されるところです。

2 水利施設等の貯水状況 (8月18日時点)

胆 沢 ダ ム (胆 沢 平 野 土 地 改 良 区)	貯水率 6.8%
田 瀬 ダ ム (江 刺 猿 ケ 石 土 地 改 良 区)	貯水率83.4%
立 花 頭 首 工 (江 刺 猿 ケ 石 土 地 改 良 区)	水利許可水量の99.9%で取水
束 稲 揚 水 機 場 (北 上 川 東 部 土 地 改 良 区)	水利許可水量の100%で取水
衣 川 防 災 ダ ム 1 号 (衣 川 土 地 改 良 区)	貯水率100%※
衣 川 防 災 ダ ム 2 号 (衣 川 土 地 改 良 区)	貯水率99.9%※
衣 川 防 災 ダ ム 3 号 (衣 川 土 地 改 良 区)	貯水率100%※
衣 川 防 災 ダ ム 4 号 (衣 川 土 地 改 良 区)	貯水率98.0%※
衣 川 防 災 ダ ム 5 号 (衣 川 土 地 改 良 区)	貯水率97.8%※

※防災ダムは洪水被害を防ぐため、常に流入量＝放流量で管理しており、基本的に貯水量は約100%となるもの

3 土地改良区による対応

- 胆沢平野土地改良区での通水計画
(9月1日以降は今後検討)
8月11日～19日 通常の85%で通水予定
8月20日～31日 通水不能
(今後の降雨状況により変更あり)
- 江刺猿ヶ石土地改良区では、番水、ブロック給水により対応
- 北上川東部土地改良区では、北上川の水位低下が進めば揚水(取水)終了の検討を行う
- 衣川土地改良区では、河川流量の減少から防災ダムに対して一部放流量の増加要請を行い対応

4 市民からの要望・問合せ

7/30	水 稲	場所：黒石地区 面積：5 a 内容：自家用ため池の水が無くなった 対応：8/5の雨でため池がある程度回復 ほかのため池からも取水できている
7/30	水 稲	場所：衣里地区 面積：不明 内容：上流の方が水を独占し、水がこない 対応：衣川土地改良区で対応

【次項へ続く】

8/1	WCS 用稲	場所：小山地区 面積：不明 内容：WCS用稲を枯れる前に収穫したい 対応：早期の刈取りの場合は青刈りとなる 旨回答
8/18	水 稲	場所：前沢地区 面積：2 h a 内容：泥の影響で共同ポンプで水があがらない 対応：胆沢平野土地改良区で対応

5 農畜産物への影響 ※一部地域

水 稲	全 般	高温障害によるくず米の増加懸念
	水 沢	葉が白くなるほどの枯れ、生育が遅れ気味
	江 刺	田のひび割れ、一部立ち枯れ
	衣 川	枯れがあり、収量減の恐れ
大 豆	全 般	葉のしおれ、播種の遅いほ場では結実不良懸念
果 樹	全 般	早生・中生のりんごは日焼け懸念
花 き	全 般	お盆の出荷に間に合わないものあり
畜 産	全 般	夏バテによる痩身・受胎率低下懸念
飼料 作物	全 般	丈が短く、収量減懸念

6 現在の対応状況

- (1) 渇水・高温対策及び農産物の高温・渇水対策をホームページに掲載するとともに、認定農業者向けに発行している担い手通信でお知らせしております。
- (2) 多面的機能支払交付金の活動組織が用水確保を行うための仮設ポンプの設置・運転等による経費について、交付金での支出が可能となり、その旨活動組織に対して周知をしております。
- (3) 土地改良区、農業水利組合、ため池管理組合等の農業用水の管理と利用を目的とする団体が行う、応急ポンプ等の調達、設置、運転経費等を支援する国の補助事業について、ホームページで要望量の調査を行っております。
- (4) 両 J A などの関係機関では、戸別訪問などの機会を利用して必要な情報提供と指導を実施しております。
- (5) 関係機関・団体で構成する奥州・金ケ崎地域暑熱・渇水対策連絡会議が開催され、情報を共有しております。

7 見えてきた課題と今後の対策

今後の対策としては、毎年のように想定される暑熱・渇水被害について、被害のリスク回避・軽減を図るため、対策マニュアルや実施フローなどを検討してまいります。